

広島市報

定期第996号
平成25年5月31日発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

告 示

○広島市西新天地公共広場の使用料収納事務の委託	5
○広島市健康づくりセンターの健康増進事業に係る使用料の収納事務の委託	5
○特定計量器定期検査に係る検査手数料収納業務の委託	5
○介護保険法による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定	5
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定	6
○介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定	6
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	6
○広島市こども療育センター療育相談所及び広島市北部こども療育センター療育相談室の使用料及び手数料の収納事務の委託	6
○広島市西部こども療育センター療育相談室の使用料及び手数料の収納事務の委託	7
○広島市永安館、広島市可部火葬場、広島市湯来火葬場、広島市五日市火葬場及び広島市高天原納骨堂の使用料の収納事務の委託	7
○広島市西風館の使用料の収納事務の委託	7
○広島駅南口地下広場の使用料の収納事務の委託	7
○農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を定めた	7
○広島市留学生会館の使用料の収納事務の委託	7
○広島広域公園の使用料収納事務の委託	7
○広島市環境影響評価条例の施行に関する基準の一部改正	8
○広島市郷土資料館及び広島市江波山気象館の手数料の収納事務の委託	8
○包括外部監査契約の締結	8
○広島市自転車等駐車場の駐車料金及び回数駐車券の売りさばき代金の収納事務の委託	8
○広島市自転車等保管所における自転車等の撤去・保管費用及び広島市自転車等保管所	

に移動された自転車等駐車場内長期滞在自転車等に係る未納の駐車料金の収納事務の委託	8
○広島市男女共同参画推進センター使用料の収納事務の委託	9
○広島港さん橋の入場料の徴収事務の委託	9
○広島市営さん橋の係船料、入場料及び船舶給水施設使用料の徴収事務、広島市草津岸壁の係船料及び荷さばき所使用料の徴収事務、広島港さん橋、似島さん橋及び似島学園前さん橋の定期券に係る入場料並びに広島港さん橋の定期券に係る駐車料の徴収事務の委託	9
○広島市営さん橋及び広島港さん橋施設使用料徴収等事務の委託	9
○広島市公民館使用料の収納事務の委託	9
○広島市立中央図書館の複写手数料及び広島市こども図書館の複写手数料の収納事務の委託	9
○民生委員定数の変更	9
○家畜人工授精料、家畜繁殖障害除去診療手数料、家畜無血去勢手数料、家畜除角手数料及び農産物売払代金の収納事務の委託	10
○広島市工業技術センターの使用料及び手数料の収納事務の委託	10
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定	10
○広島市中央勤労青少年ホーム、広島市安佐勤労青少年ホーム及び広島市佐伯勤労青少年ホームの使用料の収納事務の委託	10
○広島市市営住宅使用料の収納事務の委託	10
○広島平和記念資料館の使用料の収納事務の委託	11
○広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定に基づき、平成25年度広島市一般廃棄物処理実施計画の告示	11
○広島市大型ごみ収集運搬手数料の収納事務の委託	11

○液状一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託.....12	舗の新設の届出 2 件.....18
○広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センターの固形状一般廃棄物再生処理手数料の収納事務の委託.....12	○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出.....19
○広島市玖谷埋立地管理事務所の固形状一般廃棄物処分手数料及び固形状一般廃棄物再生処理手数料並びに産業廃棄物の処分に要する費用の収納事務の委託.....12	○国土調査法による地籍調査の本体事業の実施.....20
○広島市安佐南工場大型ごみ破碎処理施設の固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務の委託.....12	○国土調査法による地籍調査の数値情報化事業の実施.....20
○広島市青少年センターの施設及び附属設備の使用料の収納事務の委託.....12	○公共下水道の供用開始.....20
○広島市似島臨海少年自然の家の施設及び附属設備の使用料の収納事務の委託.....13	○公共下水道及び流域下水道の終末処理場の処理開始.....20
○広島市三滝少年自然の家及び広島市グリーンスポーツセンターの施設及び附属設備の使用料の収納事務の委託.....13	○小規模下水道の供用開始.....21
○大芝公園ゴーカート使用料収納事務の委託.....13	○農業集落排水処理施設の供用開始.....21
○広島圏都市計画下水道事業受益者負担に関する条例に基づき平成 2 5 年度の賦課対象区域の告示.....13	○下水道事業受益者申告書の提出期限.....21
○広島圏都市計画下水道事業受益者負担に関する条例に基づき広島市告示第 1 3 4 号の告示した地番の取り消し.....13	○路上駐車場の休止.....21
○広島市会計規則による指定代理納付者の指定.....13	○都市計画法による広島県知事から図書の写しの送付の縦覧.....21
○広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務の委託.....13	○広島圏都市計画下水道事業の規定による認可の告示.....22
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出 3 件.....14	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定.....22
○広島市中央老人福祉センターの使用料の収納事務の委託.....16	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関から廃止の届出.....22
○広島市西蟹屋プロムナードの使用料の収納事務の委託.....16	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関から変更の届出.....22
○計量法による特定計量器の定期検査の実施.....17	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....23
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定.....17	○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出 2 件.....23
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止.....17	○介護保険法による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出.....24
○広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務の委託.....17	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による生活保護法による医療扶助のための施術者の指定.....24
○広島市交通科学館の手数料の収納事務の委託.....18	○自転車等の所有権の取得.....25
○自転車等の所有権の取得.....18	○開発行為に関する工事の完了.....25
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店	○介護保険法による指定居宅介護支援事業の廃止の届出.....25
	○介護保険法による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出.....25

○健康福祉局保健部食品保健課出納員の事務の一部委任を解除……………	25
○企画総務局公文書館出納員の事務の一部委任……………	26
○経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部委任 2件……………	26
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出……………	26
○介護保険法による指定居宅サービス事業又は指定介護予防サービス事業の廃止の届出 2件……………	27
○広島市吉島老人いこいの家の使用料の収納事務の委託（中区）……………	27
○出納員の事務の一部委任（中区）2件……………	27
○広島市吉島福祉センターの使用料の収納事務の委託（中区）……………	28
○広島市中区地域福祉センターの使用料の収納事務の委託（中区）……………	28
○放置自転車等の撤去（中区）……………	28
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）……………	28
○放置自転車等の撤去（中区）2件……………	29
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）……………	29
○放置自転車等の撤去（中区）……………	29
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）……………	29
○道路の位置変更（中区）……………	29
○放置自転車等の撤去（中区）3件……………	29
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）……………	30
○放置自転車等の撤去（中区）……………	30
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）……………	30
○新牛田公園照明点灯カード売払代金の使用料収納事務の委託（東区）……………	30
○落久保町内会の告示事項の変更（東区）……………	30
○観音原自治会の告示事項の変更（東区）……………	30
○放置自転車等の撤去（東区）2件……………	30
○広島市東区地域福祉センター、広島市温品福祉センター、広島市戸坂福祉センター及び広島市中山福祉センターの使用料の収納事務の委託（東区）……………	31
○放置自転車等の撤去（東区）……………	31
○不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体の認可（東区）……………	31
○中山中組町内会の告示事項の変更（東区）……………	31
○放置自転車等の撤去（東区）3件……………	31
○広島市出島福祉センターの使用料の収納事	

務の委託（南区）……………	32
○広島市南区地域福祉センターの使用料の収納事務の委託（南区）……………	32
○広島市東雲老人福祉センター及び広島市宇品老人いこいの家の使用料の収納事務の委託（南区）……………	32
○放置自転車等の撤去（南区）……………	32
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……………	32
○放置自転車等の撤去（南区）……………	32
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……………	32
○放置自転車等の撤去（南区）2件……………	33
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……………	33
○放置自転車等の撤去（南区）2件……………	33
○広島市南観音老人福祉センターの使用料の収納事務の委託（西区）……………	33
○広島市草津老人いこいの家の使用料の収納事務の委託（西区）……………	33
○市街化区域内の水路の廃止（西区）……………	33
○放置自転車等の撤去（西区）4件……………	33
○道路の区域変更（西区）……………	34
○道路の供用開始（西区）……………	34
○放置自転車等の撤去（西区）……………	34
○長期間駐車されていた自転車等の移動（西区）……………	34
○広島市佐東老人いこいの家の使用料の収納事務の委託（安佐南区）……………	34
○広島市沼田老人いこいの家の使用料の収納事務の委託（安佐南区）……………	34
○広島市安佐南区地域福祉センターの使用料の収納事務の委託（安佐南区）……………	35
○広島市祇園福祉センターの使用料の収納事務の委託（安佐南区）……………	35
○広島市伴福祉センターの使用料及びビント広場照明点灯カード売払代金の収納事務の委託（安佐南区）……………	35
○建築基準法による道路の廃止（安佐南区）……………	35
○瀬戸内苑団地自治会の告示事項の変更（安佐南区）……………	35
○別所第二自治会の告示事項の変更（安佐南区）……………	35
○出納員の事務の一部委任（安佐南区）……………	36
○一つの敷地とみなすこと等の一団地を認定（安佐南区）……………	36
○すみれが丘自治会の告示事項の変更（安佐南区）……………	36
○建築基準法による道路の位置指定（安佐南	

区) 2 件	36
○下調子町内会の告示事項の変更(安佐南区)	37
○長期間駐車されていた自転車等の移動(安佐南区)	37
○都市公園の設置(安佐北区)	37
○迫田自治会の告示事項の変更(安佐北区)	37
○出納員の事務の一部委任を解除(安佐北区)	37
○出納員の事務の一部委任(安佐北区)	38
○新宮自治会の告示事項の変更(安佐北区)	38
○西部自治会の告示事項の変更(安佐北区)	38
○上町屋 4 区町内会の告示事項の変更(安佐北区)	38
○名原自治会の告示事項の変更(安佐北区)	39
○路線の変更(安佐北区) 2 件	39
○白木台団地自治会の告示事項の変更(安佐北区)	39
○出納員の事務の一部委任(安佐北区)	39
○福原町内会の告示事項の変更(安佐北区)	40
○道路の指定(安佐北区)	40
○上岩上町内会の告示事項の変更(安佐北区)	40
○道路の区域変更(安佐北区)	40
○道路の供用開始(安佐北区)	40
○市道の路線認定(安佐北区)	40
○道路の供用開始(安佐北区)	41
○道路の区域変更(安佐北区)	41
○道路の供用開始(安佐北区)	41
○道路の区域変更(安佐北区)	41
○道路の供用開始(安佐北区)	41
○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止(安佐北区)	41
○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更(安佐北区)	42
○道路の区域変更(安佐北区)	42
○道路の供用開始(安佐北区)	42
○放置自転車等の撤去(安佐北区)	42
○長期間駐車されていた自転車等の移動(安佐北区)	42
○湯坂町内会の告示事項の変更(安佐北区)	42
○広島市安芸区地域福祉センター、広島市瀬野福祉センター、広島市矢野福祉センター、広島市阿戸野福祉センター及び広島市畑賀福祉センターの使用料の収納事務の委託(安芸区)	42
○広島市船越老人いこいの家鼓が浦荘及び広島市矢野老人いこいの家清風荘の使用料の収納事務の委託(安芸区)	43
○広告物等の除却(安芸区)	43
○放置自転車等の撤去(安芸区)	43
○長期間駐車されていた車両の移動(安芸区)	43

○望ヶ丘自治会の告示事項の変更(安芸区)	43
○神立自治会の告示事項の変更(安芸区)	43
○成岡自治会の告示事項の変更(安芸区)	43
○都市公園の区域変更(安芸区)	44
○道路の位置指定(安芸区)	44
○広島市佐伯区地域福祉センターの使用料の収納事務の委託(佐伯区)	44
○広島市石内福祉センターの使用料の収納事務の委託(佐伯区)	44
○広島市老人いこいの家新宮山荘、広島市老人いこいの家窓山荘、広島市老人いこいの家さつき荘、広島市老人いこいの家八幡荘、広島市老人いこいの家倉重荘、広島市老人いこいの家坪井荘、広島市老人いこいの家中央荘、広島市老人いこいの家五日市荘、広島市老人いこいの家楽々荘、広島市老人いこいの家美隅荘の使用料の収納事務の委託(佐伯区)	44
○出納員の事務の一部委任(佐伯区)	44
○道路の廃止(佐伯区)	45
○佐伯運動公園照明点灯カード売払代金の使用料収納事務の委託(佐伯区)	45
○放置自転車等の撤去(佐伯区) 2 件	45
○出納員の事務の一部委任(佐伯区) 3 件	45
○出納員の事務の一部委任を解除(佐伯区)	46
○道路の区域変更(佐伯区)	46
○道路の供用開始(佐伯区)	46
○放置自転車等の撤去(佐伯区) 4 件	46
○道路の位置指定(佐伯区)	47
○放置自転車等の撤去(佐伯区) 2 件	47
○道路の位置指定(佐伯区)	47

区 告 示

○地方税法による固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の登録(中区)	47
○住民基本台帳法による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(中区) 2 件	47
○地方税法による固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の登録(東区)	48
○住民基本台帳法による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(東区)	48
○住民基本台帳法による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(東区)	49
○地方税法による固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の登録(南区)	49
○地方税法による固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の登録(西区)	49
○住民基本台帳法による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(西区)	49
○住民基本台帳法による申出に係る住民基本	

台帳の一部の写しの閲覧（西区）	50
○地方税法による固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の登録（安佐南区）	51
○地方税法による固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の登録（安佐北区）	51
○住民基本台帳法による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（安佐北区）4件	51
○住民基本台帳法による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（安佐北区）4件	52
○地方税法による固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の登録（安芸区）	53
○住民基本台帳法による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（安芸区）	54
○住民基本台帳法による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（安芸区）	54
○地方税法による固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の登録（佐伯区）	54
○住民基本台帳法による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（佐伯区）	55
○住民基本台帳法による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（佐伯区）	55
公 告	
○広島圏都市計画事業向洋駅周辺青崎土地区画整理審議会委員の選挙に使用する選挙人名簿の縦覧	55
人事委員会規則	
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	56
教育委員会告示	
○広島市教育委員会議（定例会）の開催	56
監査結果公表	
○包括外部監査の意見に対する対応結果の公表	56

告 示

広島市告示第123号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市西新天地公共広場の使用料収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 委託を受けた者
呉市中通一丁目3番16号
株式会社エムケイ興産

代表者 代表取締役 宮下 佳昌

2 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示第124号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市健康づくりセンターの健康増進事業に係る使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区千田町三丁目8番6号

公益財団法人広島原爆障害対策協議会

代表者 会長 平松 恵一

2 委託する期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示第125号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定による指定定期検査機関が行う特定計量器定期検査に係る検査手数料収納業務を次のとおり委託したので、同令第158条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 受託を受けた者

広島市南区丹那町4番12号

一般社団法人 広島県計量協会

会長 大塚 淳八郎

2 委託した期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示第126号

平成25年4月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第54条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の20第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成25年3月31日

広島市長 松 井 一 實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社 松広	小規模多機能 ホーム舟入	広島市中区舟入川 口町17番10号	介護予防小規模多 機能型居宅介護

広島市告示第127号

平成25年4月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項又は第54条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号又は第115条の20第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成25年4月1日

広島市長 松井 一 實

事業者 名称	事業所 名称 所在地		サービスの種類
	名称	所在地	
社会福祉法人広島光明学園	24時間訪問介護看護ステーション光明	広島市東区牛田早稲田二丁目4番15号	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
株式会社ニックス	ニックスヘルパー・ナース24	広島市東区尾長東二丁目6番34号	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
富士メディカル株式会社	メリィガーデン可部	広島市安佐北区可部一丁目16番15号	小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護
富士メディカル株式会社	メリィガーデン相田	広島市安佐南区相田二丁目6番9号	小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護
有限会社藤山商事	グループホーム縮景園	広島市中区上幟町5番17号	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

広島市告示第128号

平成25年4月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項又は第53条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号又は第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成25年4月1日

広島市長 松井 一 實

事業者 名称	事業所 名称 所在地		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社フロンティア	ウェルスタイル広島訪問介護事業所	広島市南区仁保新町二丁目1番23号 仁保新町ビル1階	訪問介護及び介護予防訪問介護
社会福祉法人グリーンコープ	ふくしサービスセンターおりのネット	広島市東区牛田旭二丁目11番13-202号	訪問介護及び介護予防訪問介護
医療法人せのがわ	ヘルパーステーションなみき	広島市中区中町2番13号	訪問介護及び介護予防訪問介護

アースサポート株式会社	アースサポート広島安芸	広島市安芸区矢野西四丁目6番14号	訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護
シンコウ電設株式会社	にこにこデイサービス	広島市東区曙三丁目3番19号	通所介護及び介護予防通所介護
株式会社アールプラス	デイサービストパーズ	広島市東区戸坂大上四丁目21番7号	通所介護及び介護予防通所介護
富士メディカル株式会社	デイサービスおとなの学校草津校	広島市西区草津新町一丁目4番13号 吉田ビル101	通所介護及び介護予防通所介護
富士メディカル株式会社	デイサービス相田	広島市安佐南区相田二丁目6番9号	通所介護及び介護予防通所介護
株式会社ラフラインズ	一期一笑坪井	広島市佐伯区坪井三丁目71番地1	通所介護及び介護予防通所介護
社会福祉法人松風会	ショートステイ新都西風苑	広島市安佐南区大塚東三丁目3番9号	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
株式会社フロンティア	株式会社フロンティア広島営業所	広島市南区仁保新町二丁目1番23号 仁保新町ビル1階	福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与
株式会社フロンティア	株式会社フロンティア広島営業所	広島市南区仁保新町二丁目1番23号 仁保新町ビル1階	特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

広島市告示第129号

平成25年4月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成25年4月1日

広島市長 松井 一 實

事業者 名称	事業所 名称 所在地		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社オムエル	オムエル吉島居宅介護支援事業所	広島市中区吉島西一丁目24番30号	居宅介護支援

広島市告示第130号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市子ども療育センター療育相談所及び広島市北部子ども療育センター療育相談室の使用料及び手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市東区光町二丁目15番55号
社会福祉法人 広島市社会福祉事業団
代表者 理事長 松井 一實

2 委託した期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示第131号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市西部こども療育センター療育相談室の使用料及び手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区八丁堀2番31号
東宝ビル管理株式会社 中国支社
支社長 西村 義雄

2 委託した期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示第132号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市永安館、広島市可部火葬場、広島市湯来火葬場、広島市五日市火葬場及び広島市高天原納骨堂の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市西区己斐本町二丁目19番3号
ひろしま斎苑管理グループ
代表 澤田 英治

2 委託する期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示第133号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市西風館の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市西区己斐本町二丁目19番3号
ひろしま斎苑管理グループ
代表 澤田 英治

2 委託する期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示第134号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき広島駅南口地下広場の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市南区松原町9番1号
広島駅南口開発株式会社
代表取締役 守田 貞夫

2 委託した期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示第135号

平成25年4月1日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、この農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第17条に規定する農業経営の状況を除く。）は、広島市経済観光局農林水産部農政課、安佐南区役所農林建設部農林課、安佐北区役所農林建設部農林課、安芸区役所農林建設部農林課及び佐伯区役所農林建設部農林課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示第136号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市留学生会館の使用料（交流施設に係る使用料に限る。）の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区中島町1番2号
公益財団法人広島平和文化センター
代表者 理事長 小溝 泰義

2 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示第137号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島広域公園の使用料収納事務を次のとおり

委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 1 5 号

公益財団法人広島市スポーツ協会

代表者 会長 山根 恒弘

2 委託した期間

平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで

広島市告示第 1 3 8 号

平成 2 5 年 4 月 1 日

広島市環境影響評価条例の施行に関する基準（平成 1 1 年広島市告示第 2 3 2 号）の一部を次のとおり改正したので、告示します。

広島市長 松 井 一 實

別表第 1 の(5)の表に次のように加える。

風力発電所	発電所の出力	発電所の出力が 10 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業の実施 予定区域の位置	修正前の対象事業の実施予定区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業の実施予定区域とならないこと。

別表第 2 の(5)の表に次のように加える。

風力発電所	発電所の出力	発電所の出力が 10 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業の実施 区域の位置	修正前の対象事業の実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業の実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備が 100 メートル以上移動しないこと。

広島市告示第 1 3 9 号

平成 2 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、広島市郷土資料館及び広島市江波山気象館の手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区加古町 4 番 1 7 号

財団法人広島市未来都市創造財団

理事長 渡田 春男

2 委託した期間

平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで

広島市告示第 1 4 0 号

平成 2 5 年 4 月 1 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 7 第 2 項の規定により、包括外部監査契約を締結したので、同法第 2 5 2 条の 3 6 第 5 項の規定により、次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成 2 5 年 4 月 1 日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用及び執務費用とする。

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 世良 敏昭

住所 広島市佐伯区皆賀四丁目 1 8 番 7 - 7 0 5 号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

契約の定めるところによる。

広島市告示第 1 4 1 号

平成 2 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、広島市自転車等駐車場の駐車料金及び回数駐車券の売りさばき代金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 1 5 号

一般財団法人広島市都市整備公社

理事長 堀内 雅晴

2 委託した期間

平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで

広島市告示第 1 4 2 号

平成 2 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、広島市自転車等保管所における自転車等の撤去・保管費用及び広島市自転車等保管所に移動された自転車等駐車場内長期滞在自転車等に係る未納の駐車料金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区西白鳥町 2 3 番 9 号

公益社団法人広島市シルバー人材センター

理事長 山井 隆義

2 委託した期間

平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで

広島市告示第143号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市男女共同参画推進センター使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委託を受けた者
広島市中区白島北町18番2-601号
男女共同参画社会をめざす女性教育を考える会広島グループ
理事長 信政 ちえ子
- 2 委託した期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示第144号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島港さん橋の入場料（定期券に係る入場料を除く。）の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委託を受けた者
広島市南区宇品海岸一丁目13番13号
宇品海運株式会社
代表取締役 塩本 廣文
- 2 委託した期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示第145号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市営さん橋の係船料、入場料及び船舶給水施設使用料の徴収事務、広島市草津岸壁の係船料及び荷さばき所使用料の徴収事務、広島港さん橋、似島さん橋及び似島学園前さん橋の定期券に係る入場料並びに広島港さん橋の定期券に係る駐車料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委託を受けた者
広島市中区国泰寺町一丁目4番15号
一般財団法人 広島市都市整備公社
代表者 理事長 堀内 雅晴
- 2 委託した期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示第146号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市営さん橋及び広島港さん橋施設使用料徴収等事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委託を受けた者
広島市西区三篠町一丁目1番1号
広島内外美装株式会社
代表取締役 梶谷 勲
- 2 委託した期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示第147号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市公民館使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委託を受けた者
広島市中区加古町4番17号
財団法人広島市未来都市創造財団
理事長 渡田 春男
- 2 委託した期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示第148号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市立中央図書館の複写手数料及び広島市こども図書館の複写手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委託を受けた者
広島市中区加古町4番17号
財団法人広島市未来都市創造財団
理事長 渡田 春男
- 2 委託した期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示第149号

平成25年4月1日

民生委員定数を平成25年4月1日付けで別表のとおり変更するので、広島市民生委員法施行細則（昭和55年広島市規則第18号）第3条の規定により、告示します。

広島市長 松 井 一 實

別表

区 域	定 数
全 市	1,964名
中 区	257名
東 区	205名
南 区	263名
西 区	315名
安佐南区	325名
安佐北区	241名
安芸区	135名
佐伯区	223名

広島市告示第150号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、家畜人工授精料、家畜繁殖障害除去診療手数料、家畜無血去勢手数料、家畜除角手数料及び農産物売払代金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市安佐北区深川八丁目30番12号
公益財団法人広島市農林水産振興センター
代表者 理事長 戸田 均史

2 委託した期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示第151号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市工業技術センターの使用料及び手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市西区草津新町一丁目21番35号
公益財団法人広島市産業振興センター
代表者 理事長 佐々木 敦朗

2 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示第152号

平成25年4月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として下記のとおり指定します。

広島市長 松 井 一 實

記

【指 定 期 間】

平成25年4月1日から平成31年3月31日まで

医療機関名称	郵便番号	所 在 地	電話番号
医療法人社団 まりも会ヒロ シマ平松病院	732-0816	広島市南区比治山本 町11番27号	082-256-3650
うさぎ薬局	734-0015	広島市南区宇品御幸 二丁目5番7号	082-250-0255
全快堂薬局五 日市店	731-5115	広島市佐伯区八幡東 三丁目248番10 号	082-926-4730
あいな薬局大 手町店	730-0051	広島市中区大手町一 丁目4番14号	082-240-9125

広島市告示第153号

平成25年4月1日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

施 術 者	施 術 所		業務の種類	指定年月日
	名 称	所 在 地 (出張専業の場合 は施術者の住所)		
谷 広城	谷はり 治療院	広島市安佐南区 長束三丁目40-11	あん摩・ マッサージ	平成25年 3月27日

広島市告示第154号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市中央勤労青少年ホーム、広島市安佐勤労青少年ホーム及び広島市佐伯勤労青少年ホームの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区加古町4番17号
財団法人広島市未来都市創造財団
代表者 理事長 渡田 春男

2 委託した期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示第155号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市市営住宅使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号

一般財団法人 広島市都市整備公社

代表者 理事長 堀内 雅晴

2 委託した期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示第156号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島平和記念資料館の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区中島町1番2号

公益財団法人広島平和文化センター

理事長 小溝 泰義

2 委託した期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示第157号

平成25年4月1日

広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年広島市条例第19号）第8条第1項の規定に基づき、平成25年度広島市一般廃棄物処理実施計画（平成25年度固形状一般廃棄物処理実施計画及び生活排水処理実施計画）を次のとおり告示する。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

広島市告示第158号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市大型ごみ収集運搬手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託した者

(1) コンビニエンスストア

業 者 名	所 在 地	代 表 者
㈱ココストア	名古屋市中区栄一丁目7-34	代表取締役 盛田 宏
㈱セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8-8	代表取締役 井坂 隆一

㈱ポプラ	広島市安佐北区安佐町大字久地665-1	代表取締役社長 目黒 真司
㈱デイリーヤマザキ	東京都千代田区岩本町三丁目10-1	代表取締役社長 水野 渉
㈱ローソン	東京都品川区大崎一丁目11-2	代表取締役 新浪 剛史
㈱サークルKサンクス	愛知県稲沢市天池五反田町1	代表取締役 竹内 修一
㈱ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1-1	代表取締役 上田 準二

(2) スーパーマーケット

業 者 名	所 在 地	代 表 者
㈱イズミ	広島市南区京橋町2-22	代表取締役社長 山西 泰明
マックスバリュ西日本㈱	広島市南区段原南一丁目3-52	代表取締役 岩本 隆雄
イオンリテール㈱イオンみゆき店	広島市南区宇品御幸一丁目9-12	店長 松下 哲
㈱スパーク	広島市西区商工センター二丁目17-37	代表取締役 長崎 清忠
㈱広電ストア	広島市中区東千田町二丁目9-29	代表取締役 尾崎 義昭
㈱フジ	松山市宮西一丁目2-1	代表取締役 尾崎 英雄
㈱藤三	呉市広本町三丁目12-26	代表取締役 藤村 重造
㈱万惣	広島市佐伯区石内上一丁目8-1	代表取締役 山本 誠
㈱ユアーズ	安芸郡海田町南堀川町4-11	代表取締役社長 根石 紀雄
㈱フレスタ	広島市西区横川町三丁目2-36	代表取締役 宗兼 邦生
㈱サンリブ	北九州市小倉南区上葛原二丁目14-1	代表取締役 佐藤 秀晴
㈱Aコープ西日本	広島市西区草津港二丁目6-50	代表取締役社長 松田 佐敏
㈱レッツ	広島市安佐南区長束六丁目8-46	代表取締役 宗兼 邦生
㈱フジマート	安芸郡坂町北新地二丁目3-41	代表取締役 篠田 典明
㈱デイ・リンク	広島市中区吉島西一丁目14-6	代表取締役 川口 護

(3) 地区商工会

業 者 名	所 在 地	代 表 者
五日市商工会	広島市佐伯区五日市中央四丁目15-3	会長 藤田 博之
祇園町商工会	広島市安佐南区祇園二丁目48-7	会長 川本 宜彦
高陽町商工会	広島市安佐北区深川五丁目21-21	会長 大下 秀明
沼田町商工会	広島市安佐南沼田町大字伴6301-1	会長 田村 司
安古市町商工会	広島市安佐南区古市三丁目24-22	会長 杜師 章夫
広島安佐商工会	広島市安佐北区可部三丁目26-22	会長 井手 修
広島安芸商工会	安芸郡海田町南つくも町5-15	会長 植田 賢治
広島東商工会	広島市安芸区中野五丁目20-3	会長 松島 洋一

(4) 協同組合

業 者 名	所 在 地	代 表 者
生活協同組合ひろしま	広島市西区草津港二丁目8-42	理事長 林 辰也

広島市農業協同組合	広島市安佐南区中筋三丁目26-16	代表理事理事長 初田 清
-----------	-------------------	--------------

(5) 一般商店等

業 者 名	所 在 地	代 表 者
今井商店	広島市南区似島町家下401	今井 忠治
(有)沖野商店	広島市南区似島町字家下甲1-1	代表取締役 沖野 敏範
沖野商店	広島市南区似島町字大黄2657-5	沖野 武志
向江薬店	広島市南区似島町字家下625-2	向江 洋子
山田商店	広島市南区似島町家下161-1	山田 義次
部村 豪	広島市南区宇品町金輪島359	部村 豪
(株)マルシン小野本店	広島市中区舟入中町6-5	代表取締役社長 小野 哲彦
合 人 社 シ ティーサービ ス(株)	広島市中区袋町4-31	代表取締役 福原 祥二

2 委託した期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示第159号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、液状一般廃棄物処理手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号

一般財団法人広島市都市整備公社

理事長 堀内 雅晴

2 委託した期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

3 委託した区域

広島市の区域のうち、東区の福田町、福田一丁目、福田二丁目、福田三丁目、福田四丁目、福田五丁目、福田六丁目、福田七丁目、福田八丁目、馬木町、馬木一丁目、馬木二丁目、馬木三丁目、馬木四丁目、馬木五丁目、馬木六丁目、馬木七丁目、馬木八丁目、馬木九丁目、温品町、温品一丁目、温品二丁目、温品三丁目、温品四丁目、温品五丁目、温品六丁目、温品七丁目、温品八丁目、上温品一丁目、上温品二丁目、上温品三丁目及び上温品四丁目並びに安芸区を除いた区域

広島市告示第160号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センターの固形状一般廃棄物再生処理手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号

一般財団法人広島市都市整備公社

理事長 堀内 雅晴

2 委託した期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示第161号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市玖谷埋立地管理事務所の固形状一般廃棄物処分手数料及び固形状一般廃棄物再生処理手数料並びに産業廃棄物の処分に要する費用の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号

一般財団法人広島市都市整備公社

理事長 堀内 雅晴

2 委託した期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示第162号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市安佐南工場大型ごみ破砕処理施設の固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号

一般財団法人広島市都市整備公社

理事長 堀内 雅晴

2 委託した期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示第163号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市青少年センターの施設及び附属設備の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区加古町4番17号

財団法人広島市未来都市創造財団

理事長 渡田 春男

2 委託した期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示第164号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市似島臨海少年自然の家の施設及び附属設備の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区加古町4番17号

財団法人広島市未来都市創造財団

理事長 渡田 春男

2 委託した期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示第165号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市三滝少年自然の家及び広島市グリーンスポーツセンターの施設及び附属設備の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区加古町4番17号

財団法人広島市未来都市創造財団

理事長 渡田 春男

2 委託した期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示第166号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、大芝公園ゴーカート使用料収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

所在地 広島市中区基町4番41号

名 称 公益財団法人広島市みどり生きもの協会

代表者 理事長 荒本 徹哉

2 委託した期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示第167号

平成25年4月1日

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）下水道事業受益者負担に関する条例（昭和54年広島市条例第64号）第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成25年度の賦課対象区域を告示します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示第168号

平成25年4月1日

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）下水道事業受益者負担に関する条例（昭和54年広島市条例第64号）第5条第1項の規定に基づき、平成24年4月1日付け広島市告示第134号で告示した地番のうち、別紙の地番については取り消します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示第169号

平成25年4月1日

広島市会計規則（昭和43年広島市規則第23号）第25条の2第2項の定めるところにより、指定代理納付者として次の者を指定しました。

広島市長 松 井 一 實

1 指定代理納付者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称 株式会社クレディセゾン

代表者の氏名 代表取締役 林野 宏

主たる事務所の所在地 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

(2) 名 称 株式会社中国しんきんカード

代表者の氏名 代表取締役社長 高木 一之

主たる事務所の所在地 広島市中区立町1番24号

2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類

広島市寄附金

3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示第170号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 委託を受けた者
別紙のとおり。
- 2 委託した期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 別紙 略

~~~~~  
**広島市告示第171号**

平成25年4月2日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 フレスポ西風新都
- (2) 所在地 広島市安佐南区伴南四丁目8010番6ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
- 大和リース株式会社  
代表取締役 森田 俊作  
大阪市中央区農人橋二丁目1番36号  
株式会社ホンダカーズ広島  
代表取締役 館野 幸宏  
広島市南区大州一丁目4番38号
- 3 変更事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称       | 代表者            | 住 所               |
|-----------|----------------|-------------------|
| 大和リース株式会社 | 代表取締役<br>森田 俊作 | 大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 |

(変更後)

| 名 称          | 代表者            | 住 所               |
|--------------|----------------|-------------------|
| 大和リース株式会社    | 代表取締役<br>森田 俊作 | 大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 |
| 株式会社ホンダカーズ広島 | 代表取締役<br>館野 幸宏 | 広島市南区大州一丁目4番38号   |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
別紙のとおり。  
(変更後)  
別紙のとおり。
- 4 変更年月日
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成25年9月1日

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
別紙のとおり。

- 5 届出年月日  
平成25年3月28日

- 6 届出書の縦覧場所
- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所市民部政調整課

- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間  
平成25年4月2日から平成25年8月2日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

- 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成25年8月2日

- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙

(変更前)

| 小売業者               |                | 住 所               | 備考           |
|--------------------|----------------|-------------------|--------------|
| 名 称                | 代表者            |                   |              |
| 生活協同組合ひろしま         | 代表理事<br>林 辰也   | 広島市西区草津港二丁目8番42号  |              |
| 株式会社イトウゴフク         | 代表取締役<br>伊藤 龍夫 | 岡山市南区千鳥町5番1号      |              |
| 株式会社エービーシー・マート     | 代表取締役<br>野口 実  | 東京都渋谷区神南一丁目11番5号  |              |
| 株式会社アドバン ス ソリューション | 代表取締役<br>上村 陽介 | 香川県高松市寿町一丁目4番3号   |              |
| 株式会社NYPLAN         | 代表取締役<br>中川 裕二 | 広島市南区段原南二丁目4番21号  | 平成24年6月30日退店 |
| 株式会社ハーティウォンツ       | 代表取締役<br>福岡 慎二 | 広島市中区八丁堀11番8号     |              |
| 株式会社西松屋チェーン        | 代表取締役<br>大村 禎史 | 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1 |              |

(変更後)

| 小売業者       |              | 住 所              | 備考 |
|------------|--------------|------------------|----|
| 名 称        | 代表者          |                  |    |
| 生活協同組合ひろしま | 代表理事<br>林 辰也 | 広島市西区草津港二丁目8番42号 |    |

|                        |                |                                  |                               |
|------------------------|----------------|----------------------------------|-------------------------------|
| 株式会社イト<br>ウゴフク         | 代表取締役<br>伊藤 龍夫 | 岡山市南区千鳥町<br>5番1号                 |                               |
| 株式会社エー<br>ビーシー・<br>マート | 代表取締役<br>野口 実  | 東京都渋谷区神南<br>一丁目11番5号             |                               |
| 株式会社ライ<br>フグローバラ<br>イズ | 代表取締役<br>橋本 直毅 | 大阪市中央区本町<br>一丁目4番8号エ<br>スリートビル2F | 平成22年11月<br>1日名称・代表<br>者・住所変更 |
| 株式会社ハー<br>ティウォンツ       | 代表取締役<br>福岡 慎二 | 広島市中区八丁堀<br>11番8号                |                               |
| 株式会社西松<br>屋チェーン        | 代表取締役<br>大村 禎史 | 兵庫県姫路市飾東<br>町庄266番地の1            |                               |
| 株式会社ホン<br>ダカーズ広島       | 代表取締役<br>館野 幸宏 | 広島市南区大州一<br>丁目4番38号              | 平成25年9<br>月1日入店               |

広島市告示第172号

平成25年4月2日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 フレスポ西風新都  
(2) 所在地 広島市安佐南区伴南四丁目8010番6ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

大和リース株式会社 代表取締役 森田 俊作  
大阪市中央区農人橋二丁目1番36号  
株式会社ホンダカーズ 代表取締役 館野 幸宏  
広島市南区大州一丁目4番38号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の施設の位置に関する事項

ア 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

| No. | 位 置   | 面 積       |
|-----|-------|-----------|
| 1   | A棟北西側 | 44平方メートル  |
| 2   | A棟北側  | 43平方メートル  |
| 3   | A棟北東側 | 104平方メートル |
| 4   | A棟北東側 | 46平方メートル  |
| 5   | A棟北東側 | 46平方メートル  |
| 6   | A棟北西側 | 25平方メートル  |
|     | 合 計   | 308平方メートル |

(変更後)

| No. | 位 置   | 面 積       |
|-----|-------|-----------|
| 1   | A棟北西側 | 44平方メートル  |
| 2   | A棟北側  | 43平方メートル  |
| 3   | A棟北東側 | 104平方メートル |
| 4   | A棟北東側 | 46平方メートル  |
| 5   | A棟北東側 | 46平方メートル  |
| 6   | A棟北西側 | 25平方メートル  |
| 7   | F棟南西側 | 25平方メートル  |
|     | 合 計   | 333平方メートル |

イ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

| No. | 位 置   | 容 量      |
|-----|-------|----------|
| 1   | A棟北西側 | 3立方メートル  |
| 2   | A棟北側  | 18立方メートル |
| 3   | A棟北側  | 18立方メートル |
| 4   | A棟北東側 | 4立方メートル  |
| 5   | A棟北東側 | 3立方メートル  |
| 6   | A棟北西側 | 1立方メートル  |
|     | 合 計   | 47立方メートル |

(変更後)

| No. | 位 置   | 容 量      |
|-----|-------|----------|
| 1   | A棟北西側 | 3立方メートル  |
| 2   | A棟北側  | 18立方メートル |
| 3   | A棟北側  | 18立方メートル |
| 4   | A棟北東側 | 4立方メートル  |
| 5   | A棟北東側 | 3立方メートル  |
| 6   | A棟北西側 | 1立方メートル  |
| 7   | G棟西側  | 12立方メートル |
|     | 合 計   | 59立方メートル |

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

| No. | 出入口の数 | 位 置    |
|-----|-------|--------|
| 1   | 3か所   | 駐車場西側  |
|     |       | 駐車場南西側 |
|     |       | 駐車場南東側 |

(変更後)

| No. | 出入口の数 | 位 置    |
|-----|-------|--------|
| 1   | 8か所   | 駐車場西側  |
|     |       | 駐車場南西側 |
|     |       | 駐車場南東側 |
|     |       | 駐車場南東側 |
|     |       | 駐車場東側  |
|     |       | 駐車場北東側 |
|     |       | 駐車場北東側 |
|     |       | 駐車場北側  |

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
平成25年9月1日  
(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
平成25年4月1日

5 届出年月日

平成25年3月28日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課  
(2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所市民部市政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間  
平成25年4月2日から平成25年8月2日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律

第178号)に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成25年8月2日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第173号

平成25年4月2日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 コストコホールセール広島倉庫店

(2) 所在地 広島市南区南蟹屋二丁目514番50ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

コストコホールセールジャパン株式会社

代表取締役 ケン・テリオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目1番4号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名 称 (仮称)コストコホールセール広島倉庫店

所在地 広島市南区南蟹屋二丁目514番50ほか

(変更後)

名 称 コストコホールセール広島倉庫店

所在地 広島市南区南蟹屋二丁目514番50ほか

4 変更年月日

平成25年3月23日

5 届出年月日

平成25年3月28日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号

広島市南区役所市民部市政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成25年4月2日から平成25年8月2日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成25年8月2日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第174号

平成25年4月3日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市中央老人福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

東京都豊島区池袋三丁目1番2号

特定非営利活動法人ワーカーズコープ

代表者 代表理事 藤田 徹

2 委託する期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示第175号

平成25年4月4日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき広島市西蟹屋プロムナードの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市南区南蟹屋二丁目3番1号

株式会社広島東洋カーブ

代表取締役社長 松田 元

2 委託した期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで



広島市告示第176号

平成25年4月5日

計量法（平成4年法律第51号）第19条に規定する特定計量器の定期検査を、次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 実施区域及び実施期日

(1) 非自動はかりでひょう量が2トン以下のもの、分銅及びおもり

安芸区 平成25年 5月 7日から平成26年3月31日まで

東区 平成25年 6月10日から平成26年3月31日まで

南区 平成25年 8月 1日から平成26年3月31日まで

中区 平成25年11月 5日から平成26年3月31日まで

（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 非自動はかりでひょう量が2トンを超えるもの

安芸区、東区、南区及び中区 平成25年11月5日から平成26年3月31日まで

（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

2 実施場所

特定計量器の所在場所

ただし、特段の理由がある場合にあっては、広島市指定定期検査機関が指定した場所とする。

3 定期検査を実施する者

広島市指定定期検査機関 一般社団法人広島県計量協会

~~~~~

広島市告示第177号

平成25年4月5日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関として、次に掲げる介護機関を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社ケンコー介護事業部トラスト	広島市東区牛田新町三丁目7-42-101	平成25年3月1日
阪神調剤薬局 広本店	広島市南区出汐一丁目4-6 Nコート101	平成25年3月1日
ファーマシィ宇品神田薬局	広島市南区宇品神田一丁目4-3 オオタビル1階	平成25年3月1日
トータス薬局 比治山店	広島市南区比治山本町11-18	平成23年4月1日
わくわくハウス宇品	広島市南区宇品御幸三丁目1-22 山ロビル101	平成25年3月1日
ミント薬局 草津店	広島市西区草津南四丁目6-5-2	平成25年3月1日

訪問介護ステーション 優	広島市西区庚午北一丁目5-2	平成24年9月1日
訪問看護ステーション ゆたか	広島市西区中広町二丁目20-10 寺本ビル202	平成25年2月1日
ミント薬局 川内店	広島市安佐南区川内五丁目31-10	平成25年3月1日
ミント薬局 西原店	広島市安佐南区西原八丁目1-15-201	平成25年3月1日
長楽寺薬局	広島市安佐南区長楽寺二丁目13-30	平成23年10月1日
緑井薬局	広島市安佐南区緑井一丁目5-1-202	平成23年10月1日
クルーズ薬局 緑井店	広島市安佐南区緑井五丁目29-18-101	平成24年5月1日
アビリティーズ・ケアネット株式会社広島営業所	広島市安佐南区西原九丁目6-10	平成24年4月1日
メリィヘルパーセンター八木	広島市安佐南区八木一丁目19-1	平成25年1月1日
いでした通所介護事業所「ひまわり」	広島市安佐北区口田三丁目30-13	平成25年2月1日
船越南どんぐり薬局	広島市安芸区船越南三丁目25-28	平成25年3月1日
楽々園しみず薬局	広島市佐伯区楽々園二丁目2-13	平成24年5月1日
海老山薬局	広島市佐伯区海老山町7-11	平成23年10月1日
五日市薬局	広島市佐伯区旭園6-12	平成23年10月1日

~~~~~

広島市告示第178号

平成25年4月5日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 廃止年月日      | 事業所の名称                 | 所在地              | 事業者(法人)の名称        |
|------------|------------------------|------------------|-------------------|
| 平成24年3月31日 | アビリティーズ・ケアネット株式会社広島営業所 | 広島市安佐南区山本三丁目9-16 | アビリティーズ・ケアネット株式会社 |

~~~~~

広島市告示第179号

平成25年4月8日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

名称	住所	代表者
株式会社大栄クリーナー	広島市安佐南区伴西三丁目8番1号	代表取締役 高島 一義

2 委託した期間

契約締結日から平成26年3月31日まで

~~~~~

**広島市告示第180号**

平成25年4月10日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市交通科学館の手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

## 1 委託を受けた者

広島市安佐南区長楽寺二丁目12番1号

広島高速交通株式会社

代表取締役社長 濱本 康男

## 2 委託した期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

~~~~~

広島市告示第181号

平成25年4月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井 一 實

~~~~~

**広島市告示第182号**

平成25年4月16日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 フジ三篠店

(2) 所在地 広島市西区三篠町一丁目15番1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者

中国企業株式会社

取締役社長 畝川 寛

広島市中区小町4番33号

## 3 大規模小売店舗において小売業を行う者

| 小売業者   |                | 住 所             |
|--------|----------------|-----------------|
| 名 称    | 代表者            |                 |
| 株式会社フジ | 取締役社長<br>尾崎 英雄 | 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号 |

その他未定

## 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成26年2月20日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,833平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

58台

(2) 駐輪場の収容台数

92台

(3) 荷さばき施設の面積

34.8平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

20.10立方メートル

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 開店時刻 午前7時

イ 閉店時刻 午後12時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

3か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

## 8 届出年月日

平成25年4月11日

## 9 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区役所市民部市政調整課

## 10 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成25年4月16日から平成25年8月16日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成25年8月6日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

## 11 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

## 12 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成25年8月16日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~  
広島市告示第183号

平成25年4月16日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 youme マート二葉の里店
(2) 所在地 二葉の里土地画整理事業区域内2街区3画地

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社泉不動産

代表取締役社長 山西 道子

広島市西区商工センター二丁目3番1号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者

小売業者		住 所
名 称	代表者	
株式会社イズミ	代表取締役社長 山西 泰明	広島市南区京橋町2番 22号

その他テナント未定

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年12月12日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,970平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数
131台
(2) 駐輪場の収容台数
149台
(3) 荷さばき施設の面積
115平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量
49.48立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 午前8時
イ 閉店時刻 午前0時
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分から午前0時30分まで
(3) 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後8時まで

8 届出年月日

平成25年4月12日

9 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

- (2) 広島市東区東蟹屋町9番38号

広島市東区役所市民部市政調整課

10 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間

平成25年4月16日から平成25年8月16日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成25年8月6日を除く。

- (2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

11 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成25年8月16日

- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課
~~~~~

## 広島市告示第184号

平成25年4月17日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 トーソク長束ビル  
(2) 所在地 広島市安佐南区長束三丁目1104番3ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者

トーソク不動産株式会社

代表取締役 春木 泰行

広島市中区南竹屋町1番20号

## 3 変更事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名 称 市川ビル

所在地 広島市安佐南区長束三丁目1104番3ほか

(変更後)

名 称 トーソク長束ビル

所在地 広島市安佐南区長束三丁目1104番3ほか

## 4 変更年月日

平成24年7月25日

- 5 届出年月日  
平成25年4月11日
- 6 届出書の縦覧場所
- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所市民部政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
- (1) 縦覧期間  
平成25年4月17日から平成25年8月19日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成25年8月6日までを除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出  
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限 平成25年8月19日
- (2) 提出先  
〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

**広島市告示第185号**

平成25年4月18日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第3号の規定による地籍調査の本体事業を次のとおり実施するので、同法第7条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 事業計画が公示された年月日  
平成25年4月1日
- 2 調査を実施する者の名称  
広島市
- 3 調査地域  
広島市佐伯区湯来町大字和田の一部、湯来町大字麦谷の一部
- 4 調査期間  
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

**広島市告示第186号**

平成25年4月18日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第3号の規定による地籍調査の数値情報化事業を次のとおり実施するので、同法第7条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 事業計画が公示された年月日  
平成25年4月1日
- 2 数値情報化を実施する者の名称  
広島市
- 3 実施地域  
広島市佐伯区湯来町大字和田の一部
- 4 実施期間  
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

**広島市告示第187号**

平成25年4月19日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 供用を開始する年月日  
平成25年4月20日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設的方式  
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
下水道局計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

(別紙)

| 区 分           | 下 水 を 排 除 す る 区 域 |                                                              | 排水施設<br>の方式 |
|---------------|-------------------|--------------------------------------------------------------|-------------|
|               | 区 名               | 町 名                                                          |             |
| 汚水及び<br>雨水を排除 | 東区                | 福田五丁目の一部                                                     | 分流式         |
|               | 安佐北区              | 小河原町の一部                                                      |             |
|               | 佐伯区               | 八幡東三丁目、千同一丁目<br>及び隅の浜一丁目の各一部                                 |             |
| 汚水を排除         | 東区                | 福田一丁目及び温品一丁目<br>の各一部                                         |             |
|               | 安佐南区              | 東野二丁目、山本八丁目及<br>び沼田町大字伴の各一部                                  |             |
|               | 安佐北区              | 小河原町、可部町大字勝木<br>及び亀山七丁目の各一部                                  |             |
|               | 安芸区               | 中野東三丁目及び中野東六<br>丁目の各一部                                       |             |
|               | 佐伯区               | 利松二丁目、利松三丁目、<br>八幡東三丁目、八幡一丁目、<br>千同一丁目、坪井一丁目及<br>び隅の浜一丁目の各一部 |             |

**広島市告示第188号**

平成25年4月19日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局計画調整課において縦覧に供します。



広島市長 松 井 一 實

1 下水の処理を開始する年月日

平成25年4月20日

2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称

別紙のとおり。

(別 紙)

| 下 水 を 処 理 す る 区 域 |                                                  | 終末処理場の位置及び名称                          |
|-------------------|--------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 区 名               | 町 名                                              |                                       |
| 東区                | 福田一丁目及び福田五丁目の各一部                                 | 位置：広島市西区扇一丁目1番1号<br>名称：広島市西部水資源再生センター |
| 安佐南区              | 東野二丁目、山本八丁目及び沼田町大字伴の各一部                          |                                       |
| 安佐北区              | 小河原町、可部町大字勝木及び亀山七丁目の各一部                          |                                       |
| 佐伯区               | 利松二丁目、利松三丁目、八幡東三丁目、八幡一丁目、千同一丁目、坪井一丁目及び隅の浜一丁目の各一部 |                                       |
| 東区                | 温品一丁目の一部                                         | 位置：広島市南区向洋沖町1番1号                      |
| 安芸区               | 中野東三丁目及び中野東六丁目の各一部                               | 名称：太田川流域下水道東部浄化センター                   |

広島市告示第189号

平成25年4月19日

小規模下水道の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）第21条第2項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

1 供用を開始する年月日

平成25年4月20日

2 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

| 汚水を排除し、及び処理する区域 | 排水処理施設の名称   |
|-----------------|-------------|
| 安佐北区安佐町大字毛木の一部  | 広島市あさひが丘下水道 |

広島市告示第190号

平成25年4月19日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）第33条第2項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

1 供用を開始する年月日

平成25年4月20日

2 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

| 汚水を排除し、及び処理する区域 | 排水処理施設の名称    |
|-----------------|--------------|
| 安佐北区白木町大字秋山の一部  | 須沢農業集落排水処理施設 |

広島市告示第191号

平成25年4月19日

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（昭和55年広島市規則第31号）第4条第1項の規定に基づき、下水道事業受益者申告書の提出期限は、平成25年5月31日とします。

広島市長 松 井 一 實

広島市告示第192号

平成25年4月19日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 休止する駐車場、区画及び日時

| 駐 車 場 名        | 区画数  | 日 時                                        |
|----------------|------|--------------------------------------------|
| 広島市市営富士見町第五駐車場 | 26区画 | 平成25年4月30日（火）午後10時から<br>平成25年5月6日（月）午前8時まで |
| 広島市市営富士見町第六駐車場 | 39区画 |                                            |
| 広島市市営中島町第一駐車場  | 19区画 |                                            |
| 広島市市営中島町第二駐車場  | 23区画 | 平成25年4月30日（火）午後10時から<br>平成25年5月6日（月）午後1時まで |
| 広島市市営大手町第一駐車場  | 17区画 |                                            |
| 広島市市営富士見町第一駐車場 | 28区画 |                                            |
| 広島市市営富士見町第四駐車場 | 29区画 |                                            |
| 広島市市営小町第二駐車場   | 34区画 |                                            |

2 休止する理由

2013ひろしまフラワーフェスティバルの開催に伴い、当該駐車場が会場として使用されるため。

広島市告示第193号

平成25年4月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、広島県知事から同法第60条第3項第1号及び第2号に掲げる図書の写しの送付を受けましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

1 施行者の名称

広島市

2 都市計画事業の種類および名称  
広島圏都市計画下水道事業（広島平和記念都市建設事業）広島公共下水道

3 事業施行期間  
昭和26年4月1日から平成28年3月31日まで

4 図書の写しの縦覧場所  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市下水道局施設部計画調整課

5 事業地  
(1) 収用の部分  
変更なし。  
(2) 使用の部分  
平成二十四年広島県告示第三百十号の事業地のうち、広島市南区楠那町、西区己斐西町、古江上二丁目、安佐南区山本新町三丁目、山本新町五丁目、山本町、安佐北区亀山八丁目、亀山九丁目、佐伯区五日市町及び河内南一丁目において事業地を変更し、事業地に安佐南区山本新町四丁目を加える。

~~~~~

広島市告示第194号
平成25年4月22日

広島圏都市計画下水道事業（広島平和記念都市建設事業）について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する、同法第62条第1項の規定による認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

1 都市計画事業の種類および名称
広島圏都市計画下水道事業（広島平和記念都市建設事業）広島公共下水道

2 施行者の名称
広島市

3 事業所の所在地
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市下水道局施設部計画調整課

4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし。
(2) 使用の部分
平成二十四年広島県告示第三百十号の事業地のうち、広島市南区楠那町、西区己斐西町、古江上二丁目、安佐南区山本新町三丁目、山本新町五丁目、山本町、安佐北区亀山八丁目、亀山九丁目、佐伯区五日市町及び河内南一丁目において事業地を変更し、事業地に安佐南区山本新町四丁目を加える。

~~~~~

**広島市告示第195号**  
平成25年4月22日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残

留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 名 称                 | 所 在 地                          | 指 定 年 月 日  |
|---------------------|--------------------------------|------------|
| 吉本内科外科クリニック         | 広島市中区江波西一丁目29-20               | 平成25年3月4日  |
| ウィミンズ・ヴィセオ クリニック 広島 | 広島市東区若草町 11-2<br>グランアークテラス 3 階 | 平成25年4月2日  |
| 三原皮膚科アレルギー科         | 広島市東区中山東二丁目2-1-2               | 平成25年4月1日  |
| 東区役所前歯科             | 広島市東区東蟹屋町 5-9                  | 平成25年4月2日  |
| うさぎ薬局               | 広島市南区宇品御幸二丁目 5-7               | 平成25年4月1日  |
| マザー薬局 己斐店           | 広島市西区己斐本町一丁目 14-12             | 平成25年4月1日  |
| こころ皮膚科クリニック         | 広島市安佐南区伴南一丁目 5-18-8-303        | 平成25年4月2日  |
| 沼田スマイル薬局            | 広島市安佐南区沼田町伴 3601-1             | 平成25年4月1日  |
| 訪問看護ステーション ながお      | 広島市安佐南区西原四丁目 10-12             | 平成24年12月1日 |
| 訪問看護ステーション かがやき     | 広島市安佐南区西原四丁目 35-21-102         | 平成25年2月1日  |

~~~~~

広島市告示第196号
平成25年4月22日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
佐々木産婦人科	広島市中区竹屋町 1-7	平成11年7月1日
吉本内科外科クリニック	広島市中区江波西一丁目28-10	平成25年3月3日
坪倉クリニック産婦人科	広島市西区古江新町 4-18	平成25年3月31日

~~~~~

**広島市告示第197号**  
平成25年4月22日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 名 称                              | 所 在 地                  | 変 更 年 月 日 |
|----------------------------------|------------------------|-----------|
| 訪問看護ステーション ラズベリー                 | (旧) 広島市東区戸坂千足一丁目 12-23 | 平成24年3月1日 |
|                                  | (新) 広島市東区戸坂大上四丁目 15-26 |           |
| (旧)医療法人 みかんの会<br>平田整形外科医院        | 広島市安芸区矢野西一丁目 31-8      | 平成25年3月4日 |
| (新)医療法人 みかんの会<br>平田整形外科リハビリクリニック |                        |           |

~~~~~  
広島市告示第198号

平成25年4月22日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

施 術 者	施 術 所		業務の種類	指定年月日
	名 称	所 在 地 (出張專業の場合は施術者の住所)		
宇田 将晃	うだ整骨院	広島市西区横川新町1-23 横川コーポラス1階	柔道整復	平成25年3月27日
高村 真平	高村長生治療院	広島市安佐南区緑井六丁目7-7	あん摩・マッサージ	平成25年4月1日
火村 耕三	あうる整骨院	広島市安佐南区山本一丁目24-16	柔道整復	平成25年4月16日

~~~~~  
**広島市告示第199号**

平成25年4月22日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 広島センター・基町ビル
- (2) 所在地 広島市中区基町10番地11ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社  
代表取締役社長 三ツ村 正規  
東京都千代田区外神田四丁目14番1号  
株式会社広島バスセンター

代表取締役社長 米神 健

広島市中区基町6番27号

株式会社そごう・西武

代表取締役社長 松本 隆

東京都千代田区二番町5番地25

## 3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

代表取締役社長 三ツ村 正規

東京都千代田区外神田四丁目14番1号

株式会社広島バスセンター

代表取締役社長 米神 健

広島市中区基町6番27号

株式会社そごう・西武

代表取締役社長 山下 國夫

東京都千代田区二番町5番地25

(変更後)

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

代表取締役社長 三ツ村 正規

東京都千代田区外神田四丁目14番1号

株式会社広島バスセンター

代表取締役社長 米神 健

広島市中区基町6番27号

株式会社そごう・西武

代表取締役社長 松本 隆

東京都千代田区二番町5番地25

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙1のとおり。

(変更後) 別紙2のとおり。

## 4 変更年月日

別紙3のとおり。

## 5 届出年月日

平成25年4月18日

## 6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所市民部政調整課

## 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間

平成25年4月22日から平成25年8月22日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成25年8月6日を除く。

- (2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

## 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

## 9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成25年8月22日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1、別紙2及び別紙3 略

~~~~~  
広島市告示第200号

平成25年4月23日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 広島新幹線名店街

(2) 所在地 広島市南区松原町1185番地

2 大規模小売店舗を設置する者

西日本旅客鉄道株式会社

執行役員広島支社長 杉木 孝行

広島市東区二葉の里3丁目8番21号

中国S C開発株式会社

代表取締役社長 久本 和彦

広島市南区松原町2番37号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙1のとおり。

(変更後) 別紙2のとおり。

4 変更年月日

別紙2のとおり。

5 届出年月日

平成25年4月19日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号

広島市南区役所市民部市政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成25年4月23日から平成25年8月23日まで。た

だし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成25年8月6日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成25年8月23日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1及び別紙2 略

~~~~~  
広島市告示第201号

平成25年4月24日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 事業者     | 事業所            |                   | 廃止年月日      | サービスの種類        |
|---------|----------------|-------------------|------------|----------------|
|         | 名称             | 所在地               |            |                |
| 株式会社BMC | あいりす訪問看護ステーション | 広島市中区吉島新町二丁目29番4号 | 平成25年4月30日 | 訪問看護及び介護予防訪問看護 |

~~~~~  
広島市告示第202号

平成25年4月25日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

施 術 者	施 術 所		業務の種類	指定年月日
	名 称	所 在 地 (出張専業の場合は施術者の住所)		
坂東 千津子	みどり接骨院	広島市南区翠五丁目12-5 グリーンパーク翠1階	柔道整復	平成25年4月12日

本吉 鉄平	リラ鍼灸 整骨院 古江院	広島市西区古江西 町1-2 古江駅前 ビル1階A室	柔道整復	平成25年 4月9日
本吉 鉄平	リラ鍼灸 整骨院	広島市西区井口台 二丁目1-1	柔道整復	平成25年 4月9日
永井 美佐	治療院 りらく	広島市佐伯区五日 市五丁目13-18	あん摩・ マッサージ	平成25年 4月11日

広島市告示第203号

平成25年4月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示第204号

平成25年4月25日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市安佐北区可部南五丁目の1607番1、1610番1、1610番3の一部、1610番5、1635番1、1635番2の一部、1635番3の一部、1636番1、1637番1、1637番2、1637番3、1637番4、1637番5、1637番6、1638番1、1638番2、1639番1の一部、1639番2、1639番3、1607番1地先水路、1610番5地先里道、1635番1～1638番2地先水路及び1636番1地先水路
- 開発面積
6,379.25 m²
- 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市安佐南区大町西一丁目13番17号
広発工業株式会社 代表取締役 村上 知史
- 検査済証交付年月日
平成25年4月25日

広島市告示第205号

平成25年4月26日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
名称	名称	所在地		

生活協同組合ひろしま	生協ひろしま 居宅介護支援 事業所・観音	広島県広島市西 区南観音五丁目 12番9号	平成25年 5月31日	居宅介護 支援
------------	----------------------------	-----------------------------	----------------	------------

広島市告示第206号

平成25年4月26日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の1第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

事業者	事業所		廃止 年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ケア・リンク	認知症対応型通所介護 はびね広島安佐	広島市安佐 北区安佐町 飯室字中布 6486	平成25年 4月30日	認知症対応型通所 介護及び介護予防 認知症対応型通所 介護
株式会社ケア・リンク	はびね広島安佐	広島市安佐 北区安佐町 飯室字中布 6486	平成25年 4月30日	認知症対応型共同 生活介護及び介護 予防認知症対応型 共同生活介護

広島市告示第207号

平成25年4月30日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、健康福祉局保健部食品保健課出納員の事務の一部を次のとおり委任及び委任の解除をさせたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 委任を受けた分任出納員
健康福祉局保健部（広島市保健所）東区分室
生活衛生専門員 榊田 猛司
- 委任の解除を受けた分任出納員
健康福祉局保健部（広島市保健所）東区分室
生活衛生専門員 上田 勝彦
- 委任又は委任解除させた事務
健康福祉局保健部（広島市保健所）の分室において取り扱う次に掲げる事務
 - 広島市証明等手数料条例第2条に規定する手数料（保健部の所掌事務に係るものに限る。）の収納
 - 広島市衛生関係手数料条例第2条に規定する手数料（保健部の所掌事務に係るものに限る。）の収納
 - 広島市化製場等に関する条例第3条に規定する手数料の収納
 - 証紙売りさばき代金の収納
 - 食品衛生責任者証の実費の収納
- 委任を受けた分任出納員の委任年月日
平成25年4月1日

5 委任の解除を受けた分任出納員の解除年月日
平成25年3月31日

広島市告示第208号

平成25年4月30日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、企画総務局公文書館出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受けた分任出納員
企画総務局東京事務所
次長 福本 正裕
- 2 委任させた事務
刊行物の売払代金の収納（東京事務所における収納に限る。）
- 3 委任年月日
平成25年4月1日
- 4 委任期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

広島市告示第209号

平成25年4月30日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受けた分任出納員
競輪事務局（サテライト山陽）
事務推進員 大石 良孝
- 2 委任させた事務
 - (1) 広島市競輪特別会計規則第2条第2項に規定する収納金の収納
 - (2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 3 委任年月日
平成25年4月1日
- 4 委任期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示第210号

平成25年4月30日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受ける分任出納員
競輪事務局（サテライト阪神）

職員 井上 克己

- 2 委任させる事務
 - (1) 広島市競輪特別会計規則第2条第2項に規定する収納金の収納
 - (2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 3 委任年月日
平成25年5月18日
- 4 委任期間
平成25年5月18日から同年6月30日まで

広島市告示第211号

平成25年4月30日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 エールエール A 館
 - (2) 所在地 広島市南区松原町9番14
- 2 大規模小売店舗を設置する者
広島駅南口開発株式会社
代表取締役 守田 貞夫
広島市南区松原町9番1号
ほか34名
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

名 称	代 表 者	住 所
株式会社バレモ	代表取締役社長 小田 保則	愛知県稲沢市天池五反田1番地
有限会社モノカンパニー	代表取締役 榎 佐和文	広島市南区段原三丁目3番36号 コンフォートN3ビル102号
有限会社美創	取締役 金本 美千江	広島市南区段原南一丁目2番1号
有限会社エフオービーコープ	代表取締役 益永 みつ枝	東京都港区南麻布五丁目10番32号
有限会社ゆり企画	取締役 新堀 確	広島市東区二葉の里一丁目3番5号

（変更後）

名 称	代 表 者	住 所
株式会社ワールド	代表取締役社長 寺井 秀蔵	神戸市中央区港島中町六丁目8番1
タリーズコーヒージャパン株式会社	代表取締役 荻田 榮	東京都新宿区笹荷町22番地

- 4 変更年月日
 - (1) 平成25年 1月27日（小売業者「有限会社モノカンパニー」、小売業者「有限会社美創」の退店）

(2) 平成25年 1月30日（小売業者「有限会社ゆり企画」の退店）

(3) 平成25年 1月31日（小売業者「有限会社エフオービーコープ」の退店）

(4) 平成25年 2月25日（小売業者「株式会社パレモ」の退店）

(5) 平成25年 3月23日（小売業者「株式会社ワールド」、小売業者「タリーズコーヒージャパン株式会社」の入店）

5 届出年月日
平成25年4月24日

6 届出書の縦覧場所
(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
(2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間
平成25年4月30日から平成25年9月2日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成25年8月6日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成25年9月2日

(2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第212号

平成25年4月30日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項又は第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業又は指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号又は第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

事業者 名称	事業所		廃止 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地		
株式会社 T・S・R	介護ステーション りらく可部	広島市安佐北区 可部四丁目1番10 号可部プラザ1階	平成25年 4月30日	訪問介護及び 介護予防 訪問介護

株式会社 T・S・R	デイサービス りらく可部	広島市安佐北区 可部四丁目1番 10号可部プラ ザ1階	平成25年 4月30日	通所介護及 び介護予防 通所介護
医療法人 西裕会	デイサービス施 設ヘルシーヴィ レッジ観音	広島市西区南観 音七丁目3番 18号	平成25年 4月30日	通所介護及 び介護予防 通所介護

広島市告示第213号

平成25年4月30日

次に掲げる者から、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出を、取り下げる旨の届出があったので、告示します。

広島市長 松井 一 實

事業者 名称	事業所		届け出ていた 廃止年月日	サービスの 種類
	名称	所在地		
株 式 会 社 BMC	あいりす訪問 看護ステ ーション	広島市中区吉 島新町二丁目 29番4号	平成25年 4月30日	訪問看護及 び介護予防 訪問看護

広島市告示（中区）第55号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市吉島老人いこいの家の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委託を受けた者
東京都豊島区池袋三丁目1番2号
特定非営利活動法人ワーカーズコープ
代表者 代表理事 藤田 徹
- 2 委託する期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示（中区）第56号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の46第4項の規定に基づき、中区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受けた区分任出納員
中区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）
嘱託員 山下 慶一
嘱託員 木村 克明
嘱託員 川本 優
嘱託員 丸世 永美
嘱託員 前田 史雄

嘱託員 竹下 章壯

2 委任させた事務
住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書及び身分証明書の手数料の収納

3 委任年月日
平成25年4月1日

4 委任期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

~~~~~

**広島市告示（中区）第57号**  
平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、中区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委任を受けた区分任出納員  
中区役所市民部市民課（市役所サービス・コーナー及び旅券センター）  
所長 馬場 勇治ほか19名 別紙のとおり。

2 委任させた事務

(1) 戸籍全部事項証明書等、戸籍及び除かれた戸籍の謄本・抄本、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍の附票の写し、外国人登録記載事項証明書、身分証明書並びに印鑑登録証明書の手数料の収納

(2) 徴収金に係る諸証明書の手数料の収納

(3) 収入印紙売りさばき代金の収納

(4) 証紙売りさばき代金の収納

3 委任年月日  
平成25年4月1日

4 委任期間  
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(別紙)

所長 馬場 勇治  
主任 正木 祥史  
主任 山田 郁志  
事務推進員 畝川 愛子  
事務推進員 小川 純枝  
事務推進員 尾崎 知子  
事務推進員 星野 直子  
事務推進員 蔵原 洋子  
事務推進員 山本 富士子  
事務推進員 萩原 美恵  
事務推進員 沖元 紀子  
事務推進員 銀 聖子  
事務推進員 永田 美幸  
事務推進員 塩尻 幸智江  
事務推進員 有田 佳世  
事務推進員 堤本 深雪

事務推進員 国澤 有記  
事務推進員 有馬 千代  
事務推進員 大澤 友美  
事務推進員 森本 直子

~~~~~

広島市告示（中区）第58号
平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市吉島福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者
東京都豊島区池袋三丁目1番2号光文社ビル6F
特定非営利活動法人 ワーカーズコープ
代表者 代表理事 藤田 徹

2 委託した期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

~~~~~

**広島市告示（中区）第59号**  
平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市中区地域福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者  
広島市中区大手町四丁目1番1号  
社会福祉法人広島市中区社会福祉協議会  
代表者 会長 近藤 聿興

2 委託した期間  
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

~~~~~

広島市告示（中区）第60号
平成25年4月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

~~~~~

**広島市告示（中区）第61号**  
平成25年4月12日

袋町小学校地下自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、4月4日に広島市西部自転車等保管所へ



移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第62号

平成25年4月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第63号**

平成25年4月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第64号

平成25年4月12日

広島バスセンター西自転車等駐車場B内及び袋町小学校地下自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、4月9日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第65号**

平成25年4月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

**広島市告示（中区）第66号**

平成25年4月12日

東新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、4月11日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第67号

平成25年4月16日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり変更しました。

関係書類は、広島市中区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

記

1. 番号 第3号
2. 年月日 平成25年4月16日
3. 道路の位置（地名・地番）
広島市中区光南四丁目886番20
4. 幅員及び延長
幅員 4.00m
延長 90.00m

~~~~~  
**広島市告示（中区）第68号**

平成25年4月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第69号

平成25年4月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第70号

平成25年4月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第71号

平成25年4月23日

基町自転車等駐車場内、相生自転車等駐車場内及び東新天地自転車等駐車場内に長期間駐車されていた下記自転車等については、4月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示（中区）第72号

平成25年4月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第73号

平成25年4月23日

東新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、4月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示（東区）第39号

平成25年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条1項の規定に基づき、新牛田公園照明点灯カード売払代金の使用料収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者
広島市中区小町4番33号

中国企業株式会社

取締役社長 畝川 寛

2 委託した期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

広島市告示（東区）第40号

平成25年4月4日

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、平成5年8月16日付けで、不動産又は、不動産に関する権利を保有する団体として認可した落久保町内会について、下記のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

記

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

吉岡 政義 広島市東区中山西二丁目1番12号を

北谷 新一郎 広島市東区中山中町11-28-5に変更する。

事務所の所在地の変更

広島市東区中山西二丁目1番12号を

広島市東区中山中町11-28-5に変更する。

広島市告示（東区）第41号

平成25年4月4日

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、平成8年8月20日付けで、不動産又は、不動産に関する権利を保有する団体として認可した観音原自治会について、下記のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

記

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名及び住所

宅重 英輝 広島市東区福田三丁目35番3号 を

森本 信義 広島市東区福田三丁目33番18号 に変更する。

2 事務所の所在地の変更

広島市東区福田三丁目35番3号 を

広島市東区福田三丁目33番18号 に変更する。

広島市告示（東区）第42号

平成25年4月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（東区）第43号**

平成25年4月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（東区）第44号

平成25年4月11日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市東区地域福祉センター、広島市温品福祉センター、広島市戸坂福祉センター及び広島市中山福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市東区東蟹屋町9番34号

社会福祉法人 広島市東区社会福祉協議会

代表者 会長 萩原 眞

2 委託する期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示（東区）第45号**

平成25年4月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（東区）第46号

平成25年4月15日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として、下記のとおりに認可しました。

広島市長 松 井 一 實

記

1 名 称 牛田本町五丁目町内会

2 規約に定める目的 本会は、町民相互の親睦並びに福祉の増進を図り、自主的な共同活動によって住民相互の連絡・環境の整備・集会所施設維持管理等を行い、住民の住みよい地域づくりを推進する。又、商業施設としての活性化・発展を図ることを目的とする。

3 区 域 広島市東区牛田本町五丁目全域及び六丁目2番先、2番26号

4 事 務 所 広島市東区牛田本町五丁目12番26号

5 代 表 者 山 根 康 武
広島市東区牛田本町五丁目12-24-702

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代表者の選任の有無 無

7 代理人の有無 無

8 認可年月日 平成25年4月15日

~~~~~  
**広島市告示（東区）第47号**

平成25年4月16日

地方自治法第260条の2第1項の規定に基き、平成4年7月8日付けで、不動産又は、不動産に関する権利を保有する団体として認可した中山中組町内会について、下記のとおりに告示事項を変更しました。

広島市長 松 井 一 實

記

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名及び住所

石津 茂 広島市東区中山中町20番32号 を

大橋 雅之 広島市東区中山中町18番20号 に変更する。

2 事務所の所在地

広島市東区中山中町20番32号 を

広島市東区中山中町18番20号 に変更する。

~~~~~  
広島市告示（東区）第48号

平成25年4月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（東区）第49号**

平成25年4月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保